

先住民族の権利に関する専門家機構（EMR I P）に提出された文書が宜野湾市議会の公式見解ではないことに関する決議

先住民族の権利に関する専門家機構（EMR I P）に対し、宜野湾市議会議員であるプリティ宮城ちえ議員名により、2026年1月31日付提出された文書において「日本国沖縄県宜野湾市議会に代わりまして」及び「宜野湾市議会を代表して提出する」旨の記載が確認された。

しかしながら、当該文書の内容については、本市議会にて審議、協議又は議決された事実はなく、宜野湾市議会の公式な意思として決定されたものではない。

また、本市議会は2019年12月議会において、国連の各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書を可決しており、当該文書に示された見解は過去の議会が示した意思とも一致するものではない。

地方議会の意思は、地方自治法及び会議規則に基づく正式な手続きを経て決定されるべきものであり、個々の議員が議会全体を代表して見解を表明する権限を有するものではない。

よって本市議会は、当該文書が宜野湾市議会の公式見解又は、議会全体の意思を示すものではないことをここに確認し、国際機関において誤解を招く表現に対して遺憾の意を表明する。

また、国際連合及び関係機関に対し、当該文書を宜野湾市議会の公式見解として取り扱わないよう求めるとともに、今後、地方議会の意思表示については正式な議決等に基づくものか十分確認の上、適切に対応されるように要請する。

以上、決議する。

令和8年6月26日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】

先住民族の権利に関する専門家機構（EMR I P）、国連人権高等弁務官